

新旧対照表

改正後	改正前
○安曇野市等公平委員会共同設置規約 平成 17 年 10 月 1 日 告示第 175 号 第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。 (1) 安曇野市 (2) 穂高広域施設組合 (3) 安曇野松筑広域環境施設組合 (4) 安曇野・松本行政事務組合 (略)	○安曇野市等公平委員会共同設置規約 平成 17 年 10 月 1 日 告示第 175 号 第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。 (1) 安曇野市 (2) 穂高広域施設組合 (3) 安曇野松筑広域環境施設組合 (4) 安曇野・松本行政事務組合 (5) <u>安曇野市・松本市山林組合</u> (略)